強裁戦略

こんにちは。日本史の岡上です。冬本番、本当に 寒くなってきました。ここから受験生は冬期講習な どで、まさに追い込みですね。この時期は新しい知 識を増やすことも重要ですが、今まで培った知識を "使える"ようにしておくことが大切です。入試には 時間制限があるわけですから、制限時間内に、より 多くの知識を正確に引き出せるように演習をしっか りとして、本番に臨んでほしいと思います。

さて、みなさん、1週間ほど時間がありましたが、 どのような解答が仕上がったでしょうか?今回取り 上げた東大日本史の第4問は近代からの出題で「幕 末の政治構想と明治の政治制度」を考えさせる問題 でした。

それでは解説を始めていきましょう。

<幕末の政治構想>

設間

A 橋本は幕末の公議政体論の先駆者として知られるが、この構想は従来の政治の仕組みをどのように変えようとするものであったか。国際的背景を含めて、4行以内で説明しなさい。

設問Aで問われているのは「橋本左内の構想が従来の政治の仕組みをどのように変えようとするものであったか」ということ。そして、「国際的背景を含めて」という条件も与えられています。

まずは資料文から橋本左内の構想を読み取りましょう。

第一に将軍の後継ぎを立て,第二に我が公(松平慶永)・水戸老公(徳川斉昭)・薩摩公(島津斉彬)らを国内事務担当の老中,肥前公(鍋島斉正)を外国事務担当の老中にし,それに有能な旗本を添え,そのほか天下に名のとどろいた見識ある人物を,大名の家来や浪人であっても登用して老中たちに附属させれば,いまの情勢でもかなりの変革ができるのではなかろうか。

まとめると、

・将軍の後継ぎを立てること

1

- ・松平慶永・徳川斉昭・島津斉彬らを国内事務担 当の老中にすること
- ・鍋島斉正を外国事務担当の老中にすること
- ・有能な旗本や天下に名のとどろいた見識ある人物(これは大名の家来や浪人であってもかまわない)を登用して老中に附属させる

となります。

一方で、「従来の政治の仕組み」を考えてみましょう。江戸幕府の政治の仕組みとしては、教科書から 得られる知識として以下のようなものが思いつくの ではないでしょうか。



- ・老中は政務を統轄
- ・役職には原則として数名の譜代大名・旗本が就任
- 月番交代で政務を扱う
- ・重要事項は評定所で老中・三奉行(町・勘定・寺 社奉行)が合議で裁決

これらと橋本左内の構想を比較してみましょう。

①老中の役割

《従来》

老中は数名が月番交代で政務を統轄する(数名が 月番交代で行うことから、政務を分担することは なかった)

《構想》

国内事務担当の老中、外国事務担当の老中という ように政務を分担する

②役職の資格

《従来》

原則として譜代大名・旗本が就任

《構想》

松平慶永・徳川斉昭 (=親藩大名)、島津斉彬・ 鍋島斉正 (=外様大名)を登用し、また旗本に限 らず見識がある武士を就任させる

最後に条件である「国際的背景」を考えてみましょう。資料文の手紙が書かれたのは1858年。その年が日米修好通商条約締結の年であることにはすぐに気づけたのではないでしょうか。但し、資料文の手紙の冒頭に「第一に将軍の後継ぎを立て」とあることから、将軍継嗣問題(南紀派:徳川慶福[後の家茂]と一橋派:一橋慶喜の対立)が決着していない時期であり、日米修好通商条約締結もなされていない段階であることがわかります。ここで思い出したいのは日米修好通商条約締結に至った経緯です。当時、アメリカ総領事ハリスがアロ一戦争(清VS英・仏)を利用し、幕府に対し調印を迫りました。つまり、

「国際的背景」とは、西洋諸国が軍事力を背景に日本を西洋諸国主導の国際秩序に組み入れようとしていたことといえます。

橋本左内はそのような国際的背景に対処すべく、 家格や地位にとらわれない人材登用によって従来の 幕府政治を変革しようとしたのです。しかし、「(老 中に)有能な旗本を添え」や「大名の家来や浪人で あっても登用して老中たちに附属」という表現から もわかるように、あくまで老中(=大名)の下に旗 本や大名の家来・浪人(=武士)を従わせるという 幕府の政治の仕組みそのものには変革を要求するも のではありませんでした。

【解答例】

西洋諸国が軍事力を背景に日本を西洋諸国主導の国際秩序に組み入れようとするなか、従来は譜代大名が独占していた老中に親藩・外様大名を就任させ、事務を内政と外交に分担し、さらに旗本だけでなく幕臣以外からも有能な人材を登用して補佐させるという構想。(120字)



<明治の政治制度>

B この後,維新の動乱を経て約30年後には新たな国家体制が成立したが、その政治制度は橋本の構想とはかなり違うものとなっていた。主な相違点をいくつかあげて、3行以内で述べなさい。

設問Bで問われているのは、維新の動乱を経て約30年後に成立した新たな国家体制と橋本の構想の相違点です。「主な相違点をいくつかあげて」とあるため、3点ほどは相違点を指摘したいところですね。さて、橋本の構想については設問Aでもみましたが、もう一度内容を確認しておきましょう。

①政治体制

・ 幕藩体制が前提

②政務担当

・老中(=大名)の下に旗本や大名の家来・浪人 (=武士)を従わせる

③役職資格

・譜代大名だけでなく親藩大名・外様大名、また 旗本に限らず見識がある武士を就任させる→武 士身分による独占

次に、「維新の動乱を経て約30年後に成立した新たな国家体制」をみていきましょう。1858年の約30年後といえば、大日本帝国憲法が発布され、帝国議会が成立した時期であることはすぐに気づきますね。では、その国家体制を橋本の構想と比較しながら見ていきましょう。

①政治体制

・天皇中心の中央集権国家が前提

②政務担当

内閣(国務大臣が各省の政務を統轄)

③役職資格

- ・衆議院選挙法など法令で規定されている→身分 による独占なし
- ・帝国議会を通じて間接的に人民による政治参加 も可能

以上をまとめて、解答を作成します。3行(90字) という限られた文字数の中で、どれだけ端的に相違 点をまとめるのかがポイントになりますね。

【解答例】

橋本の構想が幕藩体制を前提に政治を武士身分が独占するものであったのに対し、天皇中心の中央集権国家を前提に、内閣が政務を担当し、議会を通じて一般人民も参加が可能な政治制度であった。(89字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか?

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか?」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回 「東大日本史のみかた」をお楽しみに!!